

基本様式4(目標の達成に向けた具体的な取組事項及び実施時期)

I 取組の基本的・重点的な方針(総論)

		重点手続分野名	その他
		制度・業務・手続群等	生命保険(募集人登録・届出)
事項	説明		
①取組の基本的な考え方等	国民の利便性向上に関する指標については、現状の満足度、並びにオンライン利用率の維持に向けた取組みを行うこととし、行政運営の効率化に関する指標については、金融庁業務支援統合システムの設計・開発の中でバックオフィス業務の改善を図っていくこととする。		
②重点・優先する取組事項	バックオフィス業務の改善(効率化)		
③関連手続群共通的な取組事項	-		
④その他(番号制度との関係、震災復興対策との関係等)	(社)生命保険協会と意見交換したところ、「社会保障・税に関わる番号制度」は、申請時の本人確認には有効であると思料されるものの、(社)生命保険協会にて採番される募集人番号については、所轄の財務局+代申会社毎の連番管理となっていることから、当該申請手続についての見直しまでは必要ないとの見解であった。 また、当該手続きについては、震災復興対策として特別な対応等は実施していない。		

II 業務プロセス改革の主な視点に照らした検討結果(各論)

		手続名又は手続群	生命保険(募集人登録・届出)
事項(視点)	具体的な取組事項及び実施時期	備考	
①手続の必要性の見直し	-	年間約50万件に及ぶ申請があり、今後も継続して必要。また、オンライン化率も100%となっており、(社)生命保険協会との間でも、ほぼシステム連携による合理化がなされていることから継続が欠かせないものである。	
②申請に必要な書類の削減・簡素化	-	(社)生命保険協会と意見交換したところ、既に最低限必要な書類のみに削減・簡素化されており、現状で差し支えないとのこと。	
③申請システムの使い勝手の向上等(ユーザビリティ向上計画の「対応方針」を含む。)	-	(社)生命保険協会と意見交換したところ、ほぼシステム連携であり、初心者でも短期に習熟可能であることから、現状で問題ないとのこと。	
④オンライン利用時における本人確認方法に係る見直し	※但し、平成25年4月度中に予定されている(社)生命保険協会の公益法人格変更に伴う電子証明書の切替時に、新法人格での証明書が発行されるまでの数日間、システムが利用できないという課題がある。 本件については、法務局が発行する電子証明書の運用に係る根本的な課題であるが、あくまでも一時的な課題であり、運用による対処も可能であると思料されることから、(社)生命保険協会との間で直接申請データを手交する等により、回避することを検討中である。	申請データに電子署名を付与することについては、「内閣府の所管する金融関連法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則」第三条3項にて義務付けられているところ。 当該手続は、(社)生命保険協会からの申請のみを受けけることとしていることから、なりすまし防止の観点と、申請データの改ざん防止の観点から、電子証明書(電子署名)を利用した認証方法は妥当である。 利用者も(社)生命保険協会のみであり、電子証明書の利用には習熟しているとのこと。	
⑤バックオフィス業務の見直し	-	申請・届出の審査業務等を担当する財務局からは、募集人データの検索の際に、生年月日による検索を可能として欲しい等、より使い易いシステムになるよう改善要望が寄せられているところであり、「金融検査及び監査並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システムの最適化計画」に基づき、金融庁業務支援統合システムにて、これらの課題の改善を図ることとしている。平成24年度中に改善済み。	
⑥経済的インセンティブの向上等	-	オンライン利用率も既に100%となっていることから、新たなインセンティブは生まれないものと思料される。	
⑦広報・普及啓発	-	新設された生命保険会社等には、(社)生命保険協会より周知することとなっていることから、これ以上の広報・普及啓発は不要と思料される。	
⑧その他(震災対応等を含む。)	-	当該手続きについて、震災対応等は特段生じていない。	

(注)1 当初計画の内容と同じ事項については、当初計画の内容を記載する。
2 当初計画の内容を変更・修正・追加・削除した場合には、該当箇所に下線を付すとともに、「備考」欄に、その理由・背景事情等を記載すること。